

資料1

しまね女性人材情報リストについて

1 しまね女性人材情報リストについて

島根県では、様々な分野で活躍されている女性の政策形成の場への参画を促進し、男女共同参画社会の形成を進めるため、「しまね女性人材情報リスト」を整備し、次のように人材情報の提供を行っています。

- (1) 国、都道府県、市町村等の行政機関及び島根県の外郭団体からの照会に応じて、各種審議会等の委員候補者、外郭団体の役員等の人材情報を提供する。
- (2) 女性の自立と男女共同参画社会を目指した学習を行うグループや団体、各種機関等からの照会に応じて、テーマに合う講師や助言者などの人材情報を提供する。

※令和8年4月1日現在、269名の方にご登録をいただいております。

2 情報提供の内容

- (1) 氏名、ふりがな
- (2) 年齢
- (3) 住所
- (4) 職業、勤務先
- (5) 連絡先電話番号
- (6) 経歴、講演実績や著書等
- (7) 資格、特技
- (8) 審議会等情報

※いずれも調査票にご記入いただいた内容を、必要に応じて、依頼者に情報を提供いたします。

3 登録情報の取り扱い

(1) 個人情報の保護等

登録するデータは、調査票にご記入いただいた項目と内容のみとし、情報提供にあたっては、依頼者から目的を十分に聞き、目的外利用が行われないように万全を期します。

登録された方は、島根県女性活躍推進課で、ご自分の情報を閲覧することができます。

また、登録内容に変更等が生じた場合には、データを修正します。

(2) 登録データの情報提供範囲

登録データの情報提供範囲は、次の3区分を設定しています。

ご登録いただく際に、お選びいただいております（いつでも変更できます）。

- ① 「県のみ」：島根県の機関及び島根県の外郭団体に提供
- ② 「国・県・市町村」：①に加えて、国、都道府県、市町村にも提供
- ③ 「一般」：②に加えて、一般の方にも提供

4 登録内容の更新

3年に一度、登録者様に文書をお送りし、「登録継続の意向」「登録内容修正」の確認をいたします。次回更新は令和9年度に行う予定です。

5 お問い合わせ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1

島根県政策企画局 女性活躍推進課 男女共同参画係

T E L : (0 8 5 2) 2 2 - 5 6 2 9

しまね女性人材情報リストQ & A

Q. しまね女性人材情報リストはどのように活用されますか？

A. 県の各種審議会等の委員や、研修会・講座の講師候補者の人選に役立っています。

Q. 女性人材情報リストに登録された情報は公開されますか？

A. 登録する際に情報提供範囲（県のみ／国・県・市町村／一般）を選択していただきます。選択された範囲以外に提供することはありません。また、ホームページなどで登録内容の掲載もしておりませんのでご安心ください。個人情報保護管理規程に基づき、適切に取り扱います。

Q. リストに登録すると必ず委員等に就任することになるのでしょうか？

A. あくまでも候補者として登録するものですので、委員や講師の就任を確約するものではありません。

Q. 依頼されたら必ず引き受けないとはいけませんか？

A. 承諾するかどうかはご本人にお任せします。依頼時の状況に応じて検討していただければと思います。

Q. 県の審議会・委員会は何をする場ですか？

A. 県の施策等に関して審査・審議・調査等を行う機関です。学識経験者や関係団体の代表者、一般公募等の委員で構成し、各分野の方々から意見を聞き、話し合う場です。

例) 島根県男女共同参画審議会の委員の場合

任期：2年

委員数：15名

会議頻度：年1回（男女共同参画計画の策定年度（5年に1回）は年4回）

審議内容：男女共同参画の推進に関する取り組みやその他事項に関する審議・評価など

Q. 会議に出席して何を話せばいいか不安です。

A. 県の施策や方針を決定する際は、学識経験者や各種団体の代表者の意見だけではなく、日常生活で感じておられることや気付いたことなど、一般的なご意見をいただき、反映させることが重要です。日頃の想いや、ご自身の経験を活かしたご意見をお聞かせください。